

# 高松市塩江こども園、高松市立塩江小学校・塩江中学校児童生徒送迎スクールバス運行業務委託仕様書

## 1 件名

高松市塩江こども園、高松市立塩江小学校・塩江中学校児童生徒送迎  
スクールバス運行業務委託

## 2 業務の概要

- (1) 受注者所有の車両3台（小型バス（マイクロバス含む。））で、車幅や乗車定員が、各運行ルートに適した車両）及び発注者所有の車両1台（小型バス（マイクロバス含む。））であって、定置場所在地を高松市塩江支所敷地内とするもの。以下「管理車両」という。）を使用した、高松市塩江こども園（以下「こども園」という。）、高松市立塩江小学校・塩江中学校（以下「小・中学校」という。）の児童生徒送迎スクールバス運行業務
- (2) 小・中学校児童生徒については、定員11名以上であって、指定時間、それぞれ個人ごとに指定された乗降場所での乗降確認業務（乗降がなかった場合の記録を含む。）及びこども園、小・中学校到着並びに出発時の児童生徒の乗降補助業務（乗降車時の段差乗降の手助け等）
- (3) 児童生徒、保護者並びに市民への配慮及び安全を常に心がけた業務の遂行
- (4) 受注者所有の車両については、定員11名以上であって、運行場所の道幅、乗車予定人員に適した車両を使用すること。
- (5) こども園児童送迎の必要に応じて、チャイルドシート（幼児用）の装備をすること。装備に要する費用は受注者の負担とし、市があらかじめ指示する座席に装備すること。
- (6) 必要に応じて、スタッドレスタイヤ等の冬用装備を装着すること。装着に要する費用は、受注者所有の車両は受注者の負担とし、発注者所有の車両については、発注者の負担とする。
- (7) 運行ルート及び運行時刻は学校行事、児童生徒の状況により変更する可能性がある（季節による部活動の終了時間の変化、体育祭や定期試験等の

- 実施時、児童生徒の転出・転入時等)。学校行事等で変更になる場合は、高松市学校教育課（以下「学校教育課」という。）、高松市こども保育教育課（以下「こども保育教育課」という。）、小・中学校又はこども園は、運行変更になる1週間以上前を目安に、変更のある旨を受注者に伝える。
- (8) 発注者の指示による臨時の運行業務（気象警報発表時等緊急時）
- (9) 管理車両の日常点検整備（日々の始業時・終了時）。ただし、点検により、経費を要する整備が必要になった場合は、受注者所有の車両の整備に要する経費は受注者の負担とし、発注者所有の車両の整備に要する経費は発注者の負担とする。
- (10) 管理車両の清掃
- ア 毎日の運行後、車内の床及び座席を掃除機で除塵する。また、児童生徒の手や顔が触れる箇所・窓は、固くしぼった雑巾等で拭く。
- イ 毎日の運行後、車両ボディの児童生徒が触れる高さの範囲を洗浄する。
- ウ 月に1回、車両ボディのワックスがけを行う。
- エ 清掃に係る費用は、受注者の負担とする。
- (11) 燃料等（軽油、エンジンオイル等）の給油及び購入・交換。ただし、費用は受注者所有の車両は受注者の負担とし、発注者所有の車両は高松市の負担とする。
- (12) 事故の際の処理と交渉
- (13) 受注者の責めに帰すべき事由により、管理車両が使用できなくなった場合の代替交通手段の確保とその費用
- (14) 運転日誌、運行点検などの管理書類の作成と管理（発注者所有車両については、(15)「運転報告書」及び「自動車運転日報」の写しをもってこれに代えることができる。）
- (15) 発注者所有車両については、毎日「運転報告書」及び「自動車運転日報」並びに「安全運転チェックシート」を作成し、当月分を翌月4日までに学校教育課に提出すること（郵送可）。
- (16) 業務履行中について、業務に従事している運転手と連絡ができるようにしておくこと（無線機、携帯電話等を利用可）。なお、これにかかる費用は受注者の負担とする。

- (17) 運転手に対する運行ルートの周知、交通マナー向上、安全運転を目的とした研修、礼節教育業務（年1回以上実施）
- (18) 受注者所有の車両については、ドライブレコーダーを設置し、事故の場合、又は発注者が求める場合は、情報提供できるようにしておくこと。
- (19) 保護者又は一般市民から、運行、その他業務内容について意見があった場合は、指定の様式により、速やかに学校教育課に報告すること。
- (20) 管理車両として使用しようとする受注者所有の車両については、スクールバス運行業務使用前に、発注者と受注者が協議し定める時期に、発注者の確認を受けること。
- (21) 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、目視等の確認に加え、アルコール検知器を用いて確認を行うこと。
- (22) その他前各号に付帯する業務

### 3 置き去り等事故防止の対応

- (1) 運転手は、児童生徒の置き去り等の事故が発生しないように、登下校時における最終乗降場所において、全ての児童生徒が降車したことを一席ずつ一番後ろの席まで確認すること。
- (2) 契約締結日から置き去り等事故防止のための安全装置（以下「安全装置」という。）を装備するまでの間、又は車検や事故等により、安全装置を装備した車両が一時的に運行できない場合には、代替措置を講じること。  
（例：運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童生徒の所在確認を行ったことを記録する書面を備える等）
- (3) 安全装置の装備について、発注者所有の車両は、発注者が設置を行う。受注者所有の車両は、発注者が購入し、貸与する次の安全装置を受注者の負担で装備すること。

製造メーカー	品番	備考
株式会社レゾナント・システムズ	KMK-900SET-A100-S01	大・中型車両向けセルフチェック型

なお、受託者所有車両に取り付けた安全装置は履行期間の満了時に取り外し、直ちに発注者に返還すること。ただし、発注者が別途指示を行う場合は、この限りでない。

- (4) (2)の場合を除き、安全装置を装備した車両で運行する場合、児童生徒の降車時に当たっては、安全装置を用いて(1)の所在確認を行うこと。

#### 4 輸送対象者

こども園、小・中学校に通園、通学する児童生徒のうち、高松市がスクールバスの利用を認めた者

こども園児童の送迎にあつては、こども園の職員が同乗する。

#### 5 運行予定ルート及び運行時刻等予定

運行予定ルート及び運行時刻等予定は別紙1～5のとおり。

※ 運行車両は4台、運行ルートは5ルート(①安原Aルート、②安原Bルート、③塩江ルート、④上西ルート、⑤こども園ルート)

※ ④上西ルートは発注者所有の車両を受注者が運転する。

※ ②安原Bルート及び⑤こども園ルートは、同一の車両で運行する。

#### 6 臨時の運行業務及び運行中止等における対応

- (1) 2(8)にいう臨時の運行とは、2の(7)にいう運行予定の変更ではなく、気象警報発表時等(地震発生時、Jアラートによる緊急情報が発信された場合等を含む)及び急な大雨、雷雨、雷等(以下気象警報発表時等とする。)の臨時運行等の突発的、緊急性を伴う運行をいう。

- (2) 緊急性の判断については、発注者(学校教育課又はこども保育教育課)が判断する。

- (3) 臨時の運行を行う場合は、想定される限り早期に、学校教育課、こども保育教育課、小・中学校、こども園及び受注者が連絡を取り合い、協議のうえ、その対応に当たるものとする。

- (4) 気象警報発表時等及びその前後において、発注者が必要であると認め

るときは、スクールバス運行前に受注者が運行ルート of 安全確認を行う。  
(5) 気象警報発表時等の運行中止等については、発注者と受注者が協議し決定するものとする。

## 7 臨時の運行業務における経費

6(3)の対応により発生する追加の経費及び支払方法については、発注者と受注者で協議し、決定する。

## 8 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 9 上記期間中における運行日

高松市塩江こども園の登園日及び高松市立塩江小・中学校の登校日

- (1) 受注者所有車両 1年度間当たり245日程度  
(小・中学校+こども園運行日210日、こども園運行日35日)
- (2) 発注者所有車両 1年度間当たり210日程度  
(小・中学校運行日210日)

※ 上記日数はあくまで予定であり、運行予定日数を保証するものではない。

※ 冬季休業日のうち1日は、登校日として運行を依頼することがある。

## 10 法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、道路運送法等、関係法令の規定を遵守するとともに、学校教育課、こども保育教育課、小・中学校及びこども園との連絡を密にし、その指示に従い誠実に業務を遂行しなければならない。

## 11 事故の対応

事故等の防止に万全を期するものとする。万一事故等が発生したときは、速やかにかつ適切な処置を講じるとともに、発注者に報告しなければならない。

## 12 市発注の工事(業務)における労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

(1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間)を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

(2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

(3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

(4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

(5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

## 13 業務責任者

受注者は、業務責任者(契約約款に定める業務責任者をいう。)を適正に配置するものとし、当該履行開始に先立って、業務責任者届出書(業務責任者の氏名、年齢及び資格その他必要な事項)を発注者に提出する。業務責任者に変更があった場合及び代替要員を用いる場合も、同様とする。

## 14 その他

- (1) 利用者の変更、道路事情の変化などで、運行ルート、運行距離、人員数に、常態的に大幅な変動があった場合は、発注者又は受注者、いずれかからの申し出により協議を行い、必要に応じて契約変更をすることができる。
- (2) 受注者は、運行日までに必ず試運転を行い、送迎業務に支障がないよう準備するものとする。運転手の変更の際にも実施し、引継ぎを行うこと。
- (3) 運転手は、運転業務に必要な免許を有する者とするが、次に該当する者は不可とする。
  - ア 健康診断等で、車両の運転に支障があると診断された者
  - イ 持病等により運行計画で定める区間の継続した運転が不可能と認められる者
  - ウ 緊急時の対応等の特段の事情なく、この仕様に従った運行業務を行わない者